

ADRって何ですか？

Q1.ADRって何？

「裁判外紛争解決手続」のことを「ADR」と呼んでいます。身近なトラブルを裁判によらずに、当事者の話し合いで解決する方法、手段などを意味しています。英語では「Alternative Dispute Resolution」といい、その頭文字をとった「ADR」と呼ばれています。

当センターでは、当事者が落ち着いて話し合うための場を設けて、トラブル解決のお手伝いをします。当事者と利害関係のない手続実施者という司法書士が話し合いの進行役を担い、当事者双方の思いや考え方よく聞いて、共に解決方法を探していきます。

Q2.裁判とはどう違うの？

最大の違いは、判断を下すのが裁判官でも司法書士でもなく、当事者（ご利用いただく皆様）であることです。当事者の合意によって、法律に縛られない、自由な解決方法を模索し、創り出すことが出来ます。紛争解決の主役はあくまでも当事者の方々です。

- 長所**
- 訴状を書くなどの難しい決まりが無く、気楽に利用できます。
 - 早期解決が期待できます。
 - 相手方との人間関係が壊されにくいと言えます。
 - 非公開なので、秘密が守られます。
- 短所**
- 当事者の片方が話し合いの場所にお越しいただけない場合、手続きが進みません。
 - 合意の約束が守られなかったときでも、合意書に基づいての強制執行は出来ません。

Q3.話し合いの場所・期間・費用は？

ADR手続実施場所は原則として、札幌司法書士会館（札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル）です。事情によっては当事者の希望をお聞きし、他の場所で行なうこともあります。

話し合い1回につき、2時間ほどを予定し、3回以内の話し合いにより解決することを想定しています。これらのADR手続にかかる費用は、HPをご確認ください。

札幌司法書士会ADRセンター



〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル

交通アクセス 札幌市営地下鉄東西線「西11丁目駅」1番出口より西へ徒歩5分
専用の駐車場はございませんので、近隣の民間駐車場をご利用下さい。



TEL. 011-272-0090

URL <http://www.sihosyosi.or.jp/adr/>

札幌司法書士会 ADR

検索

踏み出す一歩が未来を創る

話し合いで
解決してみませんか



札幌司法書士会ADRセンター

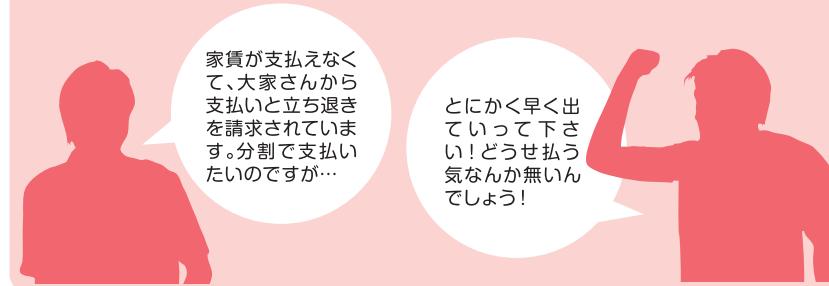
身のまわりで起こる様々なトラブルの解決方法のひとつとして、裁判外紛争解決手続（ADR）があります。
公正中立な第三者が間に入り、当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図る手続です。

※当センターでは、民事に関する140万円以下の紛争に関するADRを扱っています。

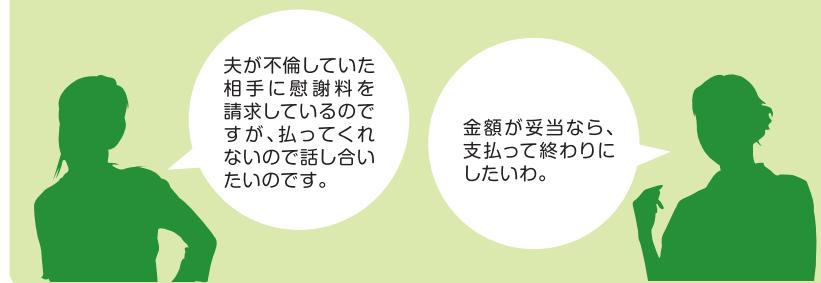
ADRはどのようなトラブルに利用できるのでしょうか?

センターでは、以下のようなトラブルが話し合われています。

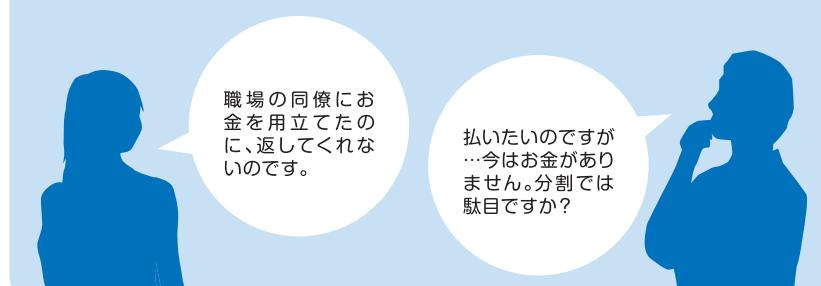
Case1 貸家・アパートについての問題



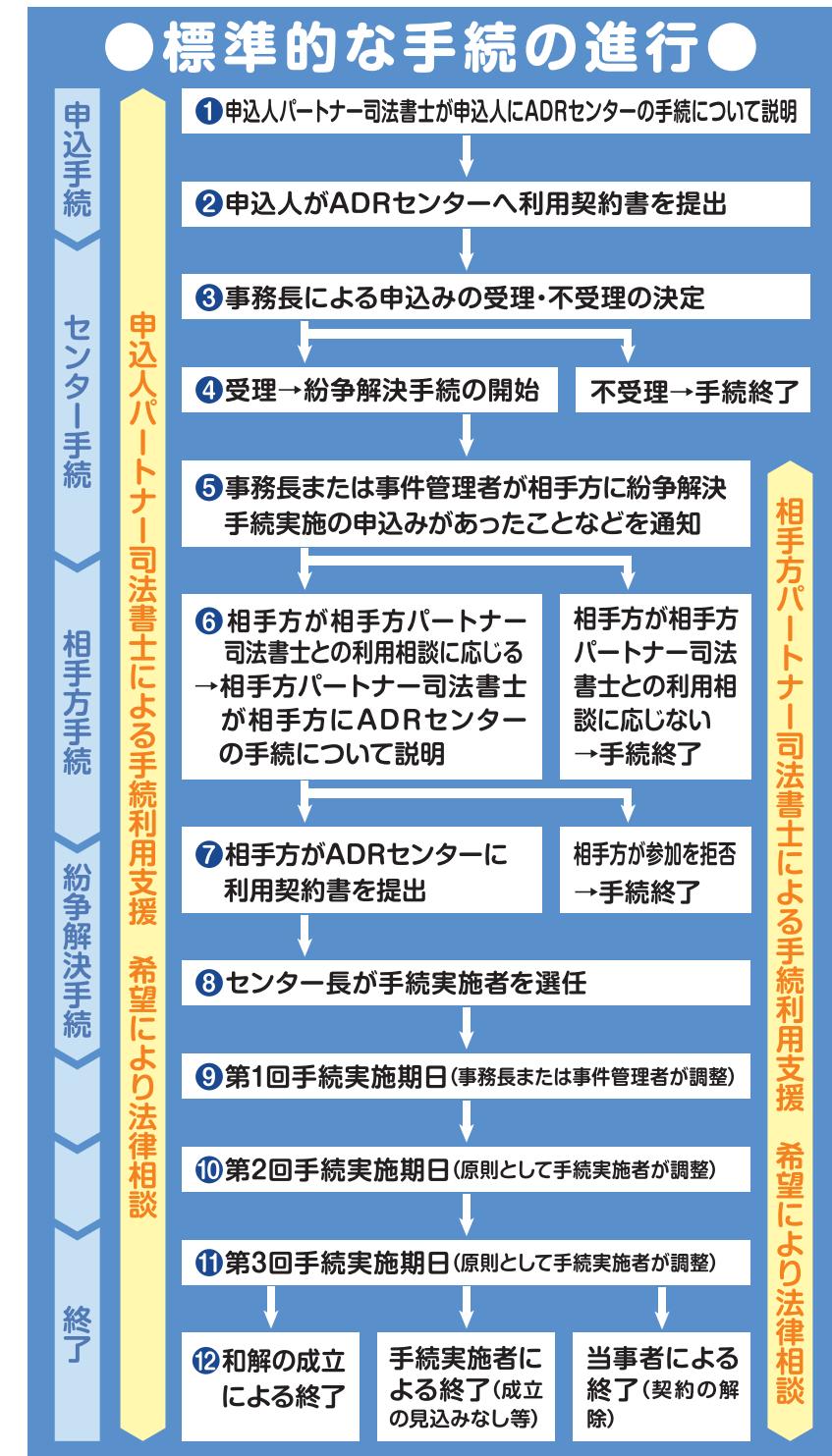
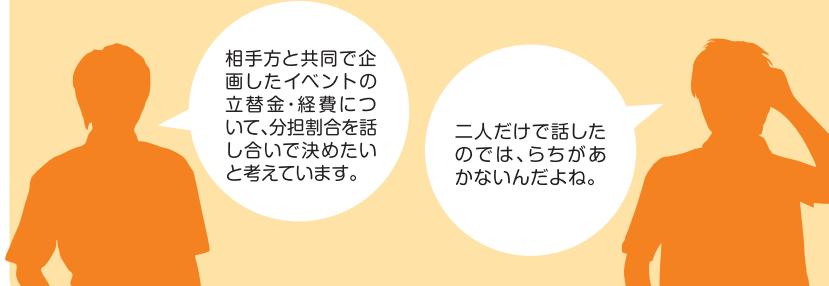
Case2 男女関係についての問題



Case3 職場関係についての問題



Case4 事業についての問題



「パートナー司法書士」ってなに?

札幌司法書士会ADRセンターでは、申込人さんも、相手方さんも、「パートナー司法書士」のサポートを受けることができます。「パートナー司法書士」はADR手続の利用説明をします。ご希望いただければ、手続のあいだ中、法律相談をお受けすることができます。

握手のマークは安心の証



「かいつけつサポート」ってなに?

裁判以外の方法で色々なトラブルを解決するためのサービスを提供している民間の事業者が、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けると、「かいつけつサポート」の愛称とロゴマークを使用することが認められます。

札幌司法書士会ADRセンターは、平成23年6月29日第101号で、法務大臣の認証を取得しました。より安心して、当センターをご利用いただくことが出来るようになりました。

ADRルームの紹介

札幌司法書士会ADRセンターで、実際に話し合いに使われる「ADRルーム」です。当センターのADR手続に関与する司法書士は、特別にトレーニングを積んだ実施者名簿登載者の中から選ばれます。

